

平成 29 年第 15 回定例委員会

1 日 時 平成 29 年 8 月 23 日（水）10 時 30 分から 11 時 11 分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委 員 長 宮 崎 章
 委員長職務代理 大木田 守
 委 員 嶋 田 實
 委 員 佐 藤 男 三
 事務局 局長
 総務課 課長
 選挙課 課長
 広報啓発担当課長
 書記 7 名

4 議 事

議案

- 1 東京都選挙執行規程の一部改正について
- 2 選挙争訟について
- 3 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて

その他

- 1 当面の日程

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから、平成 29 年第 15 回定例委員会を開会いたします。 本日は、3 件の議案を予定しております。 それでは、議案第 1 号「東京都選挙執行規程の一部改正」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第 1 号について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	公職選挙法施行令の改正は、平成 29 年 6 月 1 日から施行している一方、東京都選挙執行規程の改正の公布期日及び施行期日は平成 29 年 8 月 31 日であり時間差がある。国の法施行が既に済んでいるので効力に問題はないのか。
事 務 局	今回の選挙執行規程の改正は様式の文言整理のみで、6 月 1 日に法が施行しているため、効力に影響はありません。

法施行は6月1日からですので、名簿の登録も6月1日基準の同日登録日で処理しております。

委員 多くの規程改正は、1日施行だが、本件は8月31日施行にしているが、理由はあるのか。

事務局 規程改正の施行日を8月31日にしているのは、選挙人名簿の登録が9月1日にあるからです。今回の改正内容や8月31日から様式が変更となる旨は区市町村に既に周知しております。本案決定後、速やかに決定した旨を通知します。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 当委員会の判断として客観的な証拠が提出されていないとあるが、当該選挙区において、主張を裏付ける具体的な根拠が提出されなかったということの意味しているのか。

事務局 そのとおりです。

委員 一般の方が、選挙管理委員会の開票の手引を、勉強したいので見せて欲しいと申し出た場合、見ることは可能なのか。

事務局 公文書開示請求があれば適切に対応します。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第3号について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 今回適用する東京都選挙執行規程の根拠条文は、第16条第1項第2号と第16条第1項第6号だが、これらにはどういった違いがあるのか。

事務局 東京都選挙執行規程は、第16条第1項第2号は入所定員が50名以上の施設に適用する条文です。一方、第16条第1項第6号は50名未満でも適正に管理・執行できると判断できる施設に適用する条文です。

委員 本件では、人員不足に伴う業務負担により適正な不在者投票管理が困難という理由で指定を取り消すが、取消しの基準はあるのか。

事務局 取消しについての基準はありません。個々の事例に応じて、やむを得ないと客観的に判断できる場合に、取消しを行います。

委員 今回は、施設側の申請により取り消すが、都選管側で、施設が不在者投票を適正に管理執行することが困難として、指定を取り消した事例はあるのか。

事務局 これまでは、そういった事例はありません。

委員 不在者投票制度は、より多くの有権者に投票して頂くために始まったものと思う。施設側の不在者投票の管理・執行状況が芳しくないを選管側が判断できる場合でも、選管は取消しできないのか。不在者投票の適正な執行について責任の所在は施設側・選管側のどちらにあるのか。

事務局 責任の所在は不在者投票を適切に管理・執行できない施設と不在者投票をできる施設として指定している選挙管理委員会の両者にあると思います。当委員会が指定している関係上、指定に関する責任は、当委員会が負うこととなります。

これまでは、例がないと申しましたが、不祥事が起きていて事務が適切でないことが判明し、それが客観的に判断できる場合は選管側から取り消すという

ことも考えられます。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
その他、本日の議題について、何かございますか。

委員 なし。

委員長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、9月13日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。